

【オーストラリア】追加景気対策実施

海外立法情報調査室・松尾 和成

* 2009年2月3日、ラッド政権は、「国造りと雇用の計画」を発表し、同月12日、これを実現するための6本の法律を成立させた。この計画は、悪化するオーストラリアと世界の経済の中で、昨年実施した一連の景気対策の追加となるものである。

この計画は、昨年以来4度目になる総合的経済刺激政策であり、また、「経済的安全保障戦略」、「総合的国造り政策」及び「オーストラリア地方公共団体協議会資金拠出政策」の実現を図るものでもある。総額は4年間で420億ドル、うち、2008-2009年度には約130億ドル、2009-2010年度には170億ドル以上、2010-2011年度に15億ドル以上、2011-2012年度には15億ドル以上の費用が見積もられている。ここでは、オーストラリア議会図書館がまとめた資料（注1）をもとに、追加景気対策の概要を紹介する。

【国造りと雇用の計画の構成要素】

この計画は次の要素から成っている。

- 教育改革の確立
- 2万戸の公営住宅等の建設
- エネルギー効率の良い住宅促進
- 小企業と一般事業への減税措置
- 交通事故多発地点の改善、踏切への遮断機設置、地域のインフラ整備
- 働く国民への特別減税
- 単一収入世帯特別手当
- 農家困窮特別手当
- 新学期特別手当
- 訓練及び学習特別手当

【法律】

上記計画を実現に移すために制定された法律とその概要は、次のとおりである。

<2008-2009年度歳出予算(国造りと雇用)法(No. 1)(2009年法律第1号)>

この法律は、合計8900万ドル（注2）を次の事項に計上している。

- 「エネルギー効率の良い住宅プログラム」に基づき、「環境、水、自然及び芸術」省に対して3900万ドル
- 働く国民に対する特別減税に基づき、国税庁に対して5000万ドル

このうち、3850万ドルは、国税庁の経費、すなわち、対象者への支払いが迅速に届くようにするため、国税庁の運用経費に充てられる。残りは、その他の処理経費に充てられている。

<2008-2009年度歳出予算(国造りと雇用)法(No. 2)(2009年法律第2号)>

この法律は、総額17億2720万ドルを次の事項に計上している。

- 「教育改革確立プログラム」に基づき、「教育、雇用及び職場関係」省に対して2008-2009年度で9億8720万ドル

- 公営住宅のために「家庭、住宅、社会奉仕及び先住民族問題」省に対して 2 億 6000 万ドル
- 「インフラ、交通、地域開発及び地方自治体」省に対して 4 億 8000 万ドル
 - このうち、国道の補修に 1 億 5000 万ドル、踏切の遮断機設置に 5000 万ドル、「交通事故多発地点改善」プログラムに 3000 万ドルで計 2 億 3000 万ドル
 - 残る 2 億 5000 万ドルは、「地域と地方自治体のインフラ整備」プログラム（戦略プログラム）に充てる。

上記の金額はすべて、特定目的の支出として、州、準州又は地方公共団体に支出される。

<2009 年世帯刺激総合政策法 (No. 2) (2009 年法律第 4 号)>

この法律は、上記の歳出予算 2 法と異なり、予算を割り当てるものではなく、以下で触れる 950 ドルの特別手当を受け取る資格要件を定めるものである。

<2009 年働く国民のための特別減税法 (No. 2) (2009 年法律第 5 号)>

<2009 年働く国民のための特別減税(派生的改正)法 (No. 2) (2009 年法律第 6 号)>

この 2 本の法律は、資格を有する納税者に「働く国民のための特別減税」プログラムによる支払いを認めるものである。資格を有する納税者とは、2007-2008 年度の税金を納め、かつ、課税対象所得が年 10 万ドル以下である者をいう。

<2009 年記名公債改正法 (2009 年法律第 3 号)>

「国造りと雇用の計画」に資金供給を促進するために、国債増発の必要がある。現行の 1911 年記名公債法は、財務大臣に 750 億ドルまでの借り入れ権限を与えている。この改正法は、特別の場合には、国の借入金の上限を 2000 億ドルまでに引き上げるものである。

【国造りと雇用の計画の構成要素からみた追加景気対策の概要】

<エネルギー効率の良い住宅プログラム>

エネルギー効率の良い住宅に関する総合政策に基づく 3 つの部分から成っている。

- 現在断熱工事未施工である持ち家に住んでいる国民に対し、1,600 ドルまでの天井断熱工事を無料化。これは、2009 年 7 月 1 日から 2011 年 12 月末まで実施される。2009 年 2 月 3 日から 6 月末の間は、資格を有する国民は、プログラム開始前に断熱工事を実施し、開始後に費用を償還してもらうことも可能である。このプログラムに基づき約 220 万戸で断熱工事が施工され、その結果、合計 27 億ドルの費用に達すると政府は推計している。
- 賃貸住宅の天井断熱工事費用について、家主に対して 1,000 ドルの費用払い戻し。この払い戻しは、2009 年 2 月 3 日から 2011 年 6 月末までの間受けることができる。賃貸人のための排出物削減プランでの従来の補助額を 500 ドル引き上げたものになっている。この新しい制度の下で 50 万戸の借家が天井断熱工事を実施すると、政府は見積もっている。このために用意される追加額は 6 億 1250 万ドルに達する。
- 現在電気給湯設備を使用している家庭で、ソーラー給湯システムを導入する場合、取り付け費用について 1600 ドルの払い戻し。この措置は、2009 年 2 月 3 日から 2012 年 6 月末まで実施される。この払い戻しは、これまでのソーラー給湯システム導入補助を 600 ドル上積みするものであり、また、一家の年収が 10 万ドルまで

に資格を限定していた収入要件を取り払うものでもある。この目的のための追加費用は 5 億 700 万ドルに達する。

この 3 つの部分のうち、1 つだけの払い戻しを請求することが可能である。すなわち、天井断熱工事かソーラー給湯システム工事かであって、両方の請求はできない。

エネルギー効率の良い家庭に関する総合政策が次のことを達成できると、政府は見積もっている。

- 2011 年までに、オーストラリアのほとんどすべての家庭が、エネルギー効率の点で最低でも 2 つ星（最高は 6）に格付けされること。
- 温室効果ガスの排出を年あたり 470 万トン（CO₂換算）削減し、2020 年までに、4940 万トン（CO₂換算）削減する。これは、道路上から 100 万台を超える自動車をなくすに等しい。
- 家庭のエネルギー関係の支出を、天井断熱工事施工で年間 200 ドル、ソーラー給湯システム導入で 300～700 ドル減らす。

<教育改革確立>

2008-2009 年度歳出予算（国造りと雇用）法（No. 2）は、147 億ドルに及ぶ政府の教育改革確立政策の一部として、2008-2009 年度に 9 億 8720 万ドルの予算を充てている。今後、学校のインフラのために 2009-2010 年度に 85 億ドル、2010-2011 年度に 52 億 6000 万ドルの予算がさらに充当される計画である。9 億 8720 万ドルは、2008-2009 年度当初予算で 98 億ドルと見積もられた、学校関連費用の追加ということになる。「教育改革確立」には 3 つの重要なプログラムがある。

1. 21 世紀に向けた初等学校

- 多目的ホールや図書館のような重要なインフラを建築又は改築するために、公立及び私立の初等学校に対して 3 年間で 124 億ドルを提供する。
- 施設は、地域に対して無料又は低額で利用可能にしなければならない。
- 計画は、2011 年 6 月末までに完了させなければならない。
- 優先順位は新しい施設を作ることを申請する学校に与えられるが、最近図書館やホールを完成した学校でも申請する資格がある。
- 資金拠出額の上限があり、それは学校の規模により決まる。例えば、生徒数 50 までの学校は 25 万ドルの額まで申請することができる。生徒数 400 を超える場合、300 万ドルまで申請できる。

2. 21 世紀の中等学校に向けた科学と語学のセンター

- 公立及び私立の中等学校に科学実験室又は語学学習センターを新たにおよそ 500 設置するために、3 年間で 10 億ドルを提供する。
- 必要性を立証でき、かつ、2010 年 6 月末までに工事を完了できる学校だけが、資金提供を申請することができる。

3. 校舎の整備

- 保守整備や小規模の建築工事を企てているすべての学校に対して、総額 13 億ドルの資金を提供する。
- 資金拠出額の上限があり、それは学校の規模により決まる。例えば、生徒数が 400 を超える場合、最大で 20 万ドルまで申請できる。

<公営住宅>

計 420 億ドルの総合的経済刺激策の一部として、最大 60 億ドルが、約 2 万戸の公営住宅の建設に資金を拠出する連邦公営住宅政策に基づき、提供されることになっている。この新しい住宅は、2010 年 12 月までにその大部分が完工すべきものともくろまれている。連邦公営住宅政策では、さらに 2 年間で 4 億ドルを州及び準州に対して配分しようとしており、州及び準州は、この予算を使用して、現在住めなくなっている約 2,500 戸の公営住宅の補修を行う予定である。

<陸上交通>

「2008-2009 年度歳出予算（国造りと雇用）法（No. 2）」で既述。

<地域及び地方社会インフラプログラム：戦略計画>

政府は、2 年間で 5 億ドルの追加予算を提供し—2008-2009 年度及び 2009-2010 年度にそれぞれ 2 億 5000 万ドル—タウンホール、コミュニティセンター及びレクリエーション施設のような社会インフラの建設を含め、地方公共団体が着手している大規模な戦略計画を支援する。この措置により、地方社会インフラプログラムに寄せられている応募から多数のプロジェクトが予算をつけられることになろう。また、この措置は、2008 年 11 月 18 日のオーストラリア地方公共団体協議会の発足会合の場で公表された「地域及び地方社会インフラ」プログラムのための 2008-2009 年度予算額、3 億ドルへの追加でもある。

<世帯刺激総合政策>

世帯刺激総合政策は、2009 年 2 月 3 日現在で 1991 年社会保障法及び 1999 年家族援助法に基づき支給を受けている人々に対して、一連の 1 度限りの現金支給を定めるものである。支給額は、すべて 950 ドルで、ほとんどの場合 2009 年 3 月に支給される。この支給には次のものがある。

- 訓練及び学習特別手当—家族給付パート A（21 歳から 24 歳まで）の一連の教育援助支給を受けている中等学校後期又は第 3 期教育の学生、さらに疾病手当及び特別給付金の受給者を対象としている。
- 農家困窮特別手当—特別事情救済給付、農家援助所得支援、暫定的所得支援又は中間的所得支援を受けている人々を対象としている。
- 新学期特別手当—2009 年 2 月 3 日現在で家族給付パート A の資格要件を満たす 4 歳から 18 歳までの子どもが対象である。また、19 歳未満の障害援助年金及び介助者給付金の受給者も対象になっている。
- 単一収入世帯特別手当—2009 年 2 月 3 日現在家族給付パート B の資格要件に当てはまる家庭を対象としている。

<働く国民のための特別減税>

2009 年働く国民のための特別減税法の目的は、2007-2008 年度の納税申告を済ませ、控除後に課税額があり、かつ、その者の課税所得が 10 万ドル以下であった者を対象として、最高で 950 ドルの支給を可能にすることである。

(注 1) Scott kompo-Harms et al., *Nation Building and Jobs Plan Bills— Interim Bills Digest*. Canberra: Parliamentary Library, 2009.2

<<http://www.aph.gov.au/library/pubs/bd/2008-09/09bd092.pdf>>(last access 2009.3.19)

(注 2) ドルの表記はすべてオーストラリアドル。3 月 19 日現在 1 オーストラリアドルは約 65 円。